

京 都 大 学 i P S 細 胞 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(副所長)</p> <p>第4条 i P S細胞研究所に、副所長<u>3名</u>以内を置くことができる。</p> <p>2 副所長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 副所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 副所長は、所長の職務を助ける。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(副所長)</p> <p>第4条 i P S細胞研究所に、副所長<u>4名</u>以内を置くことができる。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>